

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

◇規

則 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告

示 肥料の分析検査の結果の概要

解除予定の保安林

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定

都市計画の変更に係る案の縦覧(二件)

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十九号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(行政書士資格審査会)

第八条の二 行政書士会は、行政書士資格審査会(以下「審査会」という。)を置かなければならない。

2 審査会は、行政書士会の諮問に応じ、行政書士の登録又は登録の抹消に関し必要な審査を行うものとする。

3 審査会は、委員五人をもって組織するものとする。

4 前項の委員のうち三人以上は、行政書士でない者でなければならないものとする。

5 委員は、知事が推せんする者をもって充てるものとする。

6 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、行政書士会の会則で定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「年四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年二パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

別表五の項中「年四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年十月三日から適用する。

3 昭和五十二年十月三日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお、従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十一号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「年五・五パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改め、同表の三の項中「年六・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年十月三日から適用する。

3 昭和五十二年十月三日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十二号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「四パーセント」を「三・七五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年十月三日から適用する。
- 3 昭和五十二年十月三日前において改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百七十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月から六月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 肥料の種類 | 保証票添付者 | 検査点数 | うち 不合格点数 |
|-----------|--------------|------|-------------|
| よう成りん肥 | 西武化学工業株式会社 | 三 | 〇 |
| 副産塩基性加里肥料 | 森永醸造株式会社 | 三 | 〇 |
| 水産動物質肥料粉末 | 中井 登 | 三 | 〇 |
| 乾燥菌体肥料 | 鐘淵化学工業株式会社 | 三 | 〇 |
| 加工家きんふん肥料 | 麒麟麦酒株式会社 | 三 | 〇 |
| 魚廃物加工肥料 | 日新化成工業株式会社 | 三 | 〇 |
| 第一種複合肥料 | 鳥取産業株式会社 | 三 | 〇 |
| | コウノシマ化成株式会社 | 九 | 〇 |
| | 住友化学工業株式会社 | 十二 | 〇 |
| | 貴島産業株式会社 | 三 | 〇 |
| | 多木化学株式会社 | 九 | 〇 |
| | 宇部興産株式会社 | 三 | 〇 |
| | 旭化成工業株式会社 | 六 | 〇 |
| | 関西日産化学株式会社 | 六 | 〇 |
| | 大東肥料株式会社(熊本) | 三 | 〇 |
| | 光興業株式会社 | 十二 | 〇 |
| | 昭和化成肥料株式会社 | 三 | 〇 |

| | | | |
|-----------|------------|---|---|
| 〃 | 日産化学工業株式会社 | 六 | 〇 |
| 〃 | 豊生肥糧株式会社 | 三 | 〇 |
| 〃 | 日本肥料株式会社 | 三 | 〇 |
| 〃 | 理研農産化工株式会社 | 三 | 〇 |
| 〃 | 丸菱肥料株式会社 | 三 | 〇 |
| 〃 | 興農株式会社 | 三 | 〇 |
| 〃 | 日本耕土産業株式会社 | 三 | 〇 |
| 〃 | 米田産業株式会社 | 三 | 〇 |
| 〃 | 日本耕土産業株式会社 | 三 | 〇 |
| 副産塩基性苦土肥料 | | | |

鳥取県告示第八百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市河来見字池ヶ平ル一〇二五の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員（住所）に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

花見東郷土地改良区

| | |
|-----|---------------|
| 理事 | 前田 準 一 |
| 変更前 | 東伯郡東郷町大字田畑一六九 |
| 変更後 | 倉吉市巖城九二〇 |

鳥取県告示第八百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、福部土地改良区の定款の変更を昭和五十二年十月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十八号

昭和五十二年七月二十七日付けで大原土地改良区から申請のあつた土地改良（大原地区農道舗装）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のと

おり告示する。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市大原^{六〇七}_{六〇八}合併番地 大原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・七号鴨川町秋喜線

二 都市計画を変更する土地の区域追加する部分

倉吉市鴨川町字砂畑、福守町字砂畑、字下屋敷、字乾ヶ瀬、字乾、字西荒木及び字穴エゴ、西福守町字和田々、不入岡字鴨川、国府字鴨川、字中ノ郡家、字河新田、字道場及び字砂跡並びに秋喜字這上り、字御供田、字大鼓面、字持井田、字八反田、字大坪、字天名、字井手添、字東森ノ丁、字西九反長及び字四反長

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市菱町七二番地 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和五十二年十一月四日から昭和五十二年十一月十八日まで

鳥取県告示第八百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十二年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道、天神川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

羽合町大字長瀬字三ノ上河原、字四ノ上河原、字五ノ上河原、字長畑、字三反田、字江尻、字西ヲドロ及び字三ツ江
変更する部分

羽合町大字長瀬字稲島、字八田ヶ坪、字野畑屋敷、字東野畑、字村後、字和反田、字天王、字浜根、字柳、字流田、字尾成、字鉾手、字下村後、字上村後、字高浜、字浜根荒神、字二ノ浜根荒神及び字三ノ浜根荒神、大字久留字船津及び字河原田並びに大字田後字狐塚、字大俵、字二ノ狐塚、字高坪、字手次及び字大工給

削除する部分

羽合町大字長瀬字寺屋敷、字南寺屋敷、字石建、字北寺屋敷、字八町、字当免及び字五反田

三 都市計画の案の縦覧場所

| | |
|-------------------|-------|
| 倉吉市葵町七二二番地 | 倉吉市役所 |
| 東伯郡関金町大字関金宿一一七五番地 | 関金町役場 |
| 東伯郡羽合町大字久留一九番地一 | 羽合町役場 |
| 東伯郡東郷町大字引地四〇番地一四七 | 東郷町役場 |
| 東伯郡三朝町大字大瀬九九九番地二 | 三朝町役場 |
| 東伯郡北条町大字土下一一二番地 | 北条町役場 |

四 縦覧期間

昭和五十二年十一月四日から昭和五十二年十一月十八日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】